大阪市子育てサポートアプリ「よくある質問」

No	質問	回答
	クーポンの対象者について	
1	クーポンの受給対象条件はなにですか？	大阪市内に住所があり、0歳から満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある対象児童を現に監護し、かつ、生計を同じくする保護者に対しクーポンを支給する。ただし、保育施設等の利用状況、世帯状況、生活保護の受給状況等により対象外となる場合があります。 ＜対象条件＞ ・対象児童が、大阪市に居住していること ・対象児童が、0～2歳児（3歳の誕生日を迎えてから最初の3月31日まで）であること ・対象児童が、保育施設等を利用していないこと ・申請者が、対象児童の保護者であること（対象児童と同一の世帯に属すること） ・保護者が、生活保護を受給していないこと
2	「0～2歳児」は何歳までですか？	3歳の誕生日を迎えてから最初の3月31日までです。 4月1日生まれは前年度に属します。 ・令和9年4月1日までに3歳になる児童は、令和8年度のクーポン配付対象 ・令和8年4月1日以前に3歳になる児童は、令和8年度のクーポン配付対象外
3	令和8年度の対象児童の生年月日はいつからいつまでですか？	令和8年度の対象児童は、令和5年4月2日から令和9年4月1日生まれの児童です。
4	保育施設等を利用している場合は、受給対象になりますか？	認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園（満3歳児）、企業主導型保育事業、児童発達支援施設等へ入所や、保育料や利用料において負担をしていない場合（無償化適用）の場合は支給対象外です。 入所ではなく一時的な利用の場合は、クーポン配付対象になります。 ただし、施設や利用形態により判断が異なります。
5	保育施設等の利用状況はいつ時点で確認されますか？	年2回、4月1日と10月1日（基準日）時点の利用状況を確認します。 ※ただし令和8年度のみ、令和8年9月1日時点の利用状況を確認します。
6	認可外保育施設へ子供を預けている場合は、受給対象になりますか？	受給対象となります。 ただし、企業主導型保育事業（無償化対象）を利用する場合のほか、無償化適用されている場合は、受給対象外となります。
7	一時保育事業や誰でも通園制度で保育所を利用しているが、受給対象になりますか？	受給対象となります。
8	保育施設には通っていないが、療育機関に通所している場合は、クーポンの受給対象になりますか？	児童発達支援施設（福祉型障がい児入所施設、医療型障がい児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、居宅訪問型）に通われている場合は受給対象外となります。 ※一時利用も含めて対象外。

大阪市子育てサポートアプリ「よくある質問」

No	質問	回答
9	認定こども園のプレクラスに通っていても、受給対象になりますか？	対象となります。 クーポン利用可能なプレ幼稚園もありますので、クーポンが使える幼稚園についてはカタログギフトサイトをご確認ください。
10	途中から保育施設を利用し始めた場合はどうなりますか？	対象児童が保育施設等の利用を開始した、または事業の認定を受けた場合は、受給資格を喪失し、次回の定期配付から配付されません。 支給済みクーポンは有効期限内までご利用いただけます。
11	大阪市外へ転出した場合はどうなりますか？	対象児童が市外へ転出した場合、受給資格を喪失し、支給済みクーポンの有効期限は、原則として異動日の翌月末になります。
12	こどもと保護者が別世帯の場合は対象ですか？	特別な事情がある場合を除き、原則は同一世帯であることが受給条件です。 ※特別な事情：DV、離婚協議中・別居中、入院・施設入所、災害などの特別な事情があり、監護と生計同一の事実を確認できる場合は対象となることがあります。 ※施設入所：ファミリーホーム、乳児院、児童養護施設は対象外
13	生活保護を受けている場合は対象ですか？	生活保護を受けている場合は受給対象外です。
14	クーポン受給申請開始後、対象者へはどのように通知がされますか。	令和8年11月中旬に対象者へクーポン申請のご案内の通知をお送りします。通知には、クーポン申請用のQRコードが同封されていますので、そちらを利用し、アプリより申請を行ってください。 ただし、基準日時点での対象者に通知をお送りしますが、申請時及び審査時の状況により対象外となる場合があります。
15	クーポン申請のご案内の通知が届いていませんが、申請はできますか？	9月1日以降に大阪市に転入又は出生された場合、11月中旬時点で通知が届かない場合があります。新たに受給資格が発生した対象者への通知は、随時（月1回想定）お送りしますのでお待ちいただくか、通知を待たずともアプリより申請をしていただくことができます。
16	クーポン申請のご案内が届きました。クーポンは必ず支給されますか？	クーポン申請のご案内は、クーポンの受給対象の可能性のある方にお送りしています。 審査の結果、クーポンの受給対象外と判定された場合、クーポンを受け取れないことがあります。
17	クーポン申請のご案内が届きません。クーポン配付の対象外でしょうか？	クーポン申請のご案内は、クーポンの受給対象の可能性のある方にお送りしていますが、送付対象の抽出タイミング等で必ず対象の方全員にお送りができるわけではありません。受給対象条件を満たしている場合は、アプリの申請画面で「クーポン申請用QRコードをお持ちでない方」を選択していただき、申請してください。審査の結果、クーポンの受給対象と判定された場合は、クーポンが配付されます。
	クーポンの配付について	
18	クーポンの配付時期を教えてください。	初回のクーポン支給後の定期配付においては、年2回の基準日（4/1・10/1）で保育施設の利用などを確認、6/1・12/1時点の住所と生活保護状況を確認し、半期ごとに5万円相当ポイント（年10万円相当ポイント）を配付します。上期分は6月中旬頃、下期分は12月中旬頃から配付予定です。

大阪市子育てサポートアプリ「よくある質問」

No	質問	回答
19	令和8年度は何ポイントがもらえますか？	児童1人あたり最大5万円相当ポイントです。
20	令和8年度中に大阪市へ転入した場合は何ポイントですか？	(令和8年9月2日～令和9年3月31日に)大阪市へ転入した場合、2万5千円相当ポイントです。
21	令和8年度中にこどもが生まれた場合は何ポイントですか？	令和8年度中に出生した場合、5万円相当ポイントです。
22	令和9年度以降は何ポイント配付されますか？	児童1人あたり半期ごと(6月と12月)に最大5万円相当ポイント、年間最大10万円相当ポイントが配付されます。
23	クーポンの有効期限はいつまでですか？	原則、配付された日から7か月後の月末です。具体的な日付はクーポン配付後にアプリで確認できます。
24	受領したクーポン額は所得税の課税対象ですか？	課税対象となります。詳しくは税務署へ確認をしてください。
25	生活保護受給中にクーポンは利用できますか？	既に、配付済のクーポンがある場合、生活保護を開始されたときに利用停止します。 もし、生活保護受給中にクーポンを利用してしまった場合、利用分は収入として認定され、保護費が減額となります。
	クーポンの申請について	
26	申請者の条件はありますか？	クーポン対象児童の保護者が行ってください。 ※保護者とは＝対象児童を現に監護し、かつ生計を同じくする者
27	クーポンは毎回申請が必要ですか？	初めてクーポンを受給するときのみ申請が必要です。2回目の配付以降は申請不要で自動配付されます。
28	スマートフォンを持っていない場合は申請できますか？	申請可能です。アプリでの申請・利用が困難と認められる場合は、所定の申請書で申請が可能です。 まずはコールセンターへ(06-7178-3005)ご相談ください。
29	令和8年度の最大5万円相当ポイントの申請期限はいつですか？	申請期限は令和9年9月30日です。
30	兄弟姉妹など申請対象のこどもが複数いる場合は、まとめて申請できますか？	申請対象のこどもが複数いる場合は1人ずつ申請してください。 ※アプリへのこどもの登録人数に制限はありません。
31	出生直後にすぐクーポンを申請したいのですが、出生直後につき、住民票の写しや赤ちゃんのマイナンバーカード等を用意できない場合はどうなりますか？	クーポン申請のご案内が届いていない場合でも、申請はしていただけます。 出産後1か月に限り、母子健康手帳の出生届出済証明のページで、出生および同一世帯の確認をいたします。
32	案内状にクーポン申請用QRコードがありますが、どのように申請したらよいのですか？	アプリで保護者・お子さま情報を登録し、トップ画面の「クーポン」→「クーポンを申請する」と進みます。 同意事項確認後、対象のお子さま・申請のきっかけを選び、「クーポン申請用QRコードを使って登録する」からカメラを起動し、案内状のQRコードを読み取ります。 その後、登録情報確認、本人確認書類添付、申請情報確認を行い「確定」を押します。

大阪市子育てサポートアプリ「よくある質問」

No	質問	回答
33	すでにアプリを使っていますが、申請画面が表示されません。	アプリを最新版に更新していない場合、申請画面が表示されません。事前にアプリをアップデートしてください。
34	こどもの情報を登録したが子育てクーポン申請画面のこどもの選択にこどもの名前が出てきません。	こどもの情報が間違って登録されている可能性があります。
35	クーポン申請のご案内のQRコードを読み取るとエラーが出ます。	アプリからクーポンの申請画面に進み、「クーポン申請用QRコードを使って登録する」からカメラを起動し、案内状のQRコードを読み取ってください。
36	子育てクーポン申請画面の最後で確定ボタンを押すとエラーが出ます。	すでにクーポンを申請している可能性があります。
37	本人確認書類として何が使えますか？	氏名漢字・生年月日・現住所の確認ができるもの ・「運転免許証」 ・「マイナンバーカード」 ・「在留カード」 上記以外にも、「乳児医療証」、「特別永住者証明書又は特定特別永住者証明書」、「身体障がい者手帳」等も対象です。
38	申請が完了したかどうかはどう確認できますか？	申請完了後、登録メールアドレスに「申請受付完了のお知らせ」のメールが届きます。また、申請状況はアプリの「通知」から確認できます。
39	審査にはどのくらいの日数がかかりますか？	クーポンの配付決定まで1～2週間程度の審査期間を要します。
40	申請承認後は連絡が来ますか？	登録メールアドレスに「クーポン申請承認のお知らせ」が届きます。
41	申請内容や添付書類に不備があった場合はどうなりますか？	事務局より差し戻しを行います。 差し戻しとなった場合は、アプリの登録メールアドレスへのメール送信およびアプリ内の「通知」→「あなたへのお知らせ」にてお知らせをいたしますので、ご確認いただき速やかに再申請をしてください。
42	クーポンの審査結果はどのように通知されますか？	申請内容を審査して支給可否を決定し、アプリ内のお知らせやメールにより通知します。
	クーポンの利用について	
43	クーポンは何に使えますか？	本市が実施する一時預かり事業、病児・病後児保育事業、産後ケア事業、子育て応援ヘルパー派遣事業及び地域子育て支援拠点事業などの「子育て支援サービス等」の利用料や実費相当分（おやつ代、延長利用料等）に利用できます。 また、アプリのカタログギフトに掲載された物品またはサービスと交換できます。 いずれも、アプリより対象の施設や商品を確認いただけます。

大阪市子育てサポートアプリ「よくある質問」

No	質問	回答
44	アプリから施設の利用予約した場合しかクーポン利用ができないのでしょうか？	アプリからの予約でなくても、対象施設であればクーポンはご利用いただけます。
45	保育施設の入会金・入園料・制服代はクーポンの利用対象になりますか？	対象とはなりません。保育無償化の対象範囲となる、保育料（施設の利用料）がクーポン利用対象となります。
46	利用料以外の給食代やお布団レンタルなどにクーポンは使えますか？	一時預かり事業の利用料のほか、利用にかかる費用（給食代やおやつ、お布団なども含む）についても、クーポン利用可能です。
47	一時預かりの利用料はクーポン利用対象になりますか？	対象となります。ただし、参画していない施設ではご利用いただけませんので施設にご確認ください。
48	子育て応援ヘルパーの利用料に使えますか？	ご利用いただけます。全ての訪問支援事業者にて利用が可能です。
49	ベビーシッターに使えますか？	一部の事業者にてご利用いただけます。カタログギフトの「家事・育児サービス」や「認可外保育施設」のカテゴリをご確認ください。
50	クーポンは税込、税抜、どちらの価格への適用となりますか？	税込金額にご利用いただけます。
51	交通費やキャンセル料などもクーポンで支払えますか？	ご利用いただけません。
52	ポイント残高を超えてクーポンを利用できますか？	クーポンの利用はポイント残高の範囲内で行います。差額が生じる場合は現金等を併用できますが、具体的な支払手段は利用先へ確認してください。ただし、カタログギフトはクーポン利用のみとなり、現金等と併用できません。
53	クーポン利用可能施設でクーポンを利用する手順を教えてください。	アプリ内のカメラで参画事業者が提示するQRコードを読み取り、支払金額を入力します。利用者と施設事業者の双方で金額を確認した後、『クーポンを利用する』ボタンを押すと決済が完了します。
54	金額を間違えて入力した場合はどうすればよいですか？	決済前であれば、利用者と参画事業者の双方で入力金額を確認してください。決済完了後に判明した場合は、利用した施設事業者へ確認してください。
55	クーポン利用後に取り消しできますか？	原則として取り消しできません。ただし、参画事業者都合による履行不能、商品の不具合、システム障害など、大阪市が認める場合に限り、取消しやポイント返還等の措置が行われることがあります。
56	ポイントを現金化することは可能ですか？	できません。
	カタログギフトについて	
57	カタログ商品を申し込む手順を教えてください。	アプリから子育てサポートカタログへ移動し、商品を選択して『申し込む』ボタンを押すと決済が完了します。
58	カタログ商品のお届け日時は指定できますか？	指定できません。

大阪市子育てサポートアプリ「よくある質問」

No	質問	回答
59	カタログ商品は申込み後どのくらいで届きますか？	申込内容が正常に受理されてから、約2週間程度でお届けいたします。
60	カタログ商品を受け取れず、配送会社から持ち戻りになりました。再送は可能ですか？	再配送費用は、原則として注文者の負担となります。具体的な再配送手続きと費用はコールセンターへ確認してください。
61	カタログ商品の配送先を申込み後に変更できますか？	原則は変更できません。やむを得ない場合は、速やかにコールセンターへ確認してください。
62	カタログギフトサイトに掲載されている商品は必ず申し込めますか？	必ず申し込めるとは限りません。申込みのタイミングによっては、仕入状況や在庫数の変動により注文を受けられない場合があります。
63	届いたカタログ商品のパッケージや生産国がカタログと違います。	在庫状況により、生産国、原産地、パッケージ、デザインが変更になる場合があります。商品自体の誤配送や不良が疑われる場合は、到着後7日以内にコールセンターへ連絡してください。
64	届いたカタログ商品を返品・交換できますか？	商品の返品・交換は受けられません。ただし、注文と異なる商品や不良品の場合は交換対応の対象となりますので、速やかにコールセンターへ連絡してください。
65	申し込んだカタログ商品をキャンセルできますか？	商品のキャンセルは受けられません。
66	カタログ商品到着から7日以上経過してから不良に気づきました。交換できますか？	到着後7日以上経過した場合は、商品の交換はお受けできません。
67	届いたカタログ商品に不良がありました。	商品交換を手配いたしますので、必ず到着後7日以内に速やかにコールセンターへ連絡してください。
68	注文したものと違うカタログ商品が届きました。	商品交換を手配いたしますので、必ず到着後7日以内に速やかにコールセンターへ連絡してください。
	アプリのアカウントについて	
69	アプリはアカウント登録をしなくても利用できますか？	一部のサービスは利用できますが、アカウント情報の登録が未完了の場合、一部サービスの提供を受けられません。 またクーポン申請をする場合は、アカウント登録が必須です。
70	クーポンを夫婦で利用したいのですが、共有する方法はありますか？	事務局にて紙カードを発行することが可能ですので、まずはコールセンターへご相談ください。 アプリと紙カードは併用可能です。
71	アプリの登録情報に変更があった場合はどうすればよいですか？	アカウント情報はアプリ上で変更することが可能です。正確かつ最新の内容で登録をお願いいたします。
72	誤ってアプリのアカウントを削除しました。復旧できますか？	復旧できません。あらためて新規にアカウント登録をお願いいたします。 すでにクーポンが配付されていた場合、旧アカウントから新アカウントにクーポンの引継ぎは行えません。
73	アプリを削除してしまいました。 新たにアカウントを発行して継続利用することはできますか？	新たにアカウントを発行していただく必要はありません。 同じID・パスワードでログインすると同アカウントで利用できます。

大阪市子育てサポートアプリ「よくある質問」

No	質問	回答
74	機種変更・スマホが故障してしまいました。 同じアカウントで継続利用することはできますか？	同じID・パスワードでログインすると同アカウントで利用できます。
75	このアプリはどのようなセキュリティ対策を取っていますか？	利用者がログインする際は二要素認証により不正ログインやなりすましを防止し、個人情報を含む情報は全て暗号化した上で通信の傍受や改ざんを防止しています。そのほか何重にもセキュリティ対策を施し、現時点で考えうる対策を講じています。
76	個人情報はどのように取り扱われますか？	アカウント情報その他の個人情報は、別途定めるプライバシーポリシーに基づいて取り扱われます。
77	アカウント、クーポン、カードを友人や他人へ貸せますか？	第三者への貸与、譲渡、売買その他これらに類する行為は禁止されています。
78	クーポンやカタログ商品を転売できますか？	できません。クーポンやカタログで取得した物品等の転売を含む営利目的の行為は禁止されています。
79	不正利用にはどのような行為が含まれますか？	虚偽申請、架空取引、二重決済、現金その他の経済的利益の還元を求める行為などが、不正取得・不正利用として禁止されています。
80	他人のアカウントを使ってもよいですか？	できません。他の利用者のアカウント情報を使用する行為や、それに協力する行為は禁止されています。
81	利用者同士や施設事業者とのトラブルは大阪市および事務局が対応しますか？	利用者間、利用者と第三者、利用者と参画事業者との間で生じた紛争について、大阪市および事務局は責任を負いません。